

一般社団法人日本内部監査協会
第33回（2019年度）「会長賞」・「青木賞」審査結果

◇ 会長賞（内部監査優秀実践賞）

エーザイ株式会社

取締役兼代表執行役CEO 内藤 晴夫 氏

◇ 青木賞（内部監査優秀文献・論文賞）

（対象期間：2018年4月1日～2019年3月31日）

〔論文の部〕 河村 賢治 氏（立教大学大学院法務研究科 教授）

「ソフトローによるコーポレート・ガバナンス」

（『法律時報』第91巻3号、通巻1135号（2019年3月）、日本評論社）

第33回（2019年度）「会長賞」・「青木賞」
審査結果及び審査経過の報告

会長賞・青木賞審査委員会 委員長

檜 田 信 男

〔Ⅰ〕 審査結果

会長賞（内部監査優秀実践賞）

エーザイ株式会社

取締役兼代表執行役CEO 内藤 晴夫氏

青木賞（内部監査優秀文献・論文賞）

〔著書の部〕

授賞対象なし

〔論文の部〕

河村 賢治氏稿「ソフトローによるコーポレート・ガバナンス」（『法律時報』第91巻3号、通巻1135号（2019年3月））

さる7月25日（木）に一般社団法人日本内部監査協会（以下、日本内部監査協会という）の会議室において、檜田信男、上村達男、中村輝夫、可児島俊雄、友杉芳正、内藤文雄（委嘱順、敬称略）の各氏からなる6名の委員によって行われた。なお、内藤文雄氏は今回から櫻井久勝氏に代わって委員に委嘱された。

各委員には審査資料が事前に送付され、それぞれ独自の検討を依頼し、そのうえで、審査会場において、会長賞及び青木賞の審査基準を確認のうえ、慎重にかつ積極的な意見の交換を行った。これにより得られた結果は上記〔Ⅰ〕に記載のとおりであり、またこの審査の内容及び結論は以下のとおりである。

〔Ⅱ〕 審査経過及び内容

審査経過

第33回「会長賞」及び「青木賞」の審査は、

◎会長賞（内部監査優秀実践賞）

日本内部監査協会事務局において、受賞を希望した会社に関し慣例に従って適格か否かの選別を行い、それにより対象とされた会社について、審査委員会は、すでに制定されている「会長賞審査基準」に適合するかを検討した。この結果、今年度の授賞企業をエーザイ株式会社とすることが全員一致で決定された。

審査の内容

1. エーザイ株式会社は、1936年設立の合資会社桜ヶ岡研究所に発足の起源があり、その後、1941年に別途設立した日本衛材株式会社と1944年に合併し、1955年にエーザイ株式会社の社名となった。
研究開発の体制として、1982年筑波研究所竣工、1989年ボストン研究所竣工、1992年ロンドン研究所竣工など、1980年代から1990年代前半にかけて、研究開発三極体制を構築した。今日では特に認知症治療剤をはじめとする神経領域とがん領域の研究開発に注力している。全世界に研究拠点を14か所、生産拠点を9か所有しているほか、営業拠点についても1960年代後半より積極的な海外展開を進め、アメリカス（北米）、EMEA（欧州、中東、アフリカ、オセアニア）、中国、アジア・ラテンアメリカに40か所以上の拠点を置いている。（拠点数は2019年3月末現在）
本社所在地を、東京都文京区小石川4-6-10に置いている。
1959年9月に日本内部監査協会に入会し、1961年から1970年まで理事に就任。CSA実践セミナー、第48回内部監査推進全国大会に講師を派遣している。
また、1978年にエーザイ株式会社役員3名に「内部監査人」の任務を付加し、内部監査を周到に行うようにしている。
- 社内組織としては、1980年の「内部監査室（IA室）」設置にはじまり、1985年に業革推進部、1995年に広報機能と統合し、2000年に内部監査部（IA部）として独立、2001年に経理部調査グループと内部監査部（IA部）との統合を経て、2012年6月に内部監査部を「コーポレートIA部」に名称変更し現在に至っている。
「コーポレートIA部」は内部統制担当執行役の所管とされているが、個別計画と実施結果の最終承認を内部統制担当執行役とせず「コーポレートIA部長」が行うとされていて、内部監査の独立性を保持するようにしている。
2. 2019年3月期の連結財務諸表（国際会計基準）によれば、資本合計651,981百万円、負債合計419,538百万円、資産合計1,071,520百万円（非流動資産509,842百万円、流動資産561,677百万円）、売上収益642,834百万円、当期利益66,484百万円とされている。
3. 内部監査部門は、2019年4月末日現在、コーポレートIA部14名（部長、業務監査グループ8名、財務報告に係る内部統制の評価グループ3名、環境安全監査グループ2名）で、このほか国内の子会社4名、在外子会社3社合計10名の人員が内部監査部門に配置されている。提出の組織図から、社長直属のスタッフ型のあり方をとっていることが知られる。コーポレートIA部長が内部統制担当執行役と独立性を保持しながらも直接の連絡経路を有していることからトップ志向が強く看取される。
4. この会社の内部監査は、業務監査・環境安全監査・財務報告に係る内部統制の評価に区分して実施されている。経営環境の変化に影響され各年度における会社運営の実情を十分に配慮して考量すべきことはいうまでもない。エーザイ株式会社が監査テーマとしてあげている内容をみると、輸出入

に関する管理業務のリスクが高く重要性も大ということからか毎年度の監査テーマとされている。このほか、特に注目され関心を惹くのは次のテーマである。

2014年度では、「通信販売業務監査」「医薬品安全性監査」「委託臨床研究・製造販売後調査に係る情報管理体制監査」「経費精算管理監査」

2015年度、「個人情報保護管理監査」「労働環境監査」

2016年度、「マイナンバー監査」「情報流出防止監査」「長時間労働監査」

2017年度、「贈収賄防止管理監査」「研究開発費管理監査」

2018年度、「労働時間管理監査」「サイバーセキュリティ監査（グローバル監査）」

2014年度は製造業として基本的な業務が監査テーマとされ、保守的の印象をすら受ける。けれども、管理のあり方を評価する監査の思考をとっており結果のみでなく原因に注目して異常事実の原因分析をしていることは望ましい。2015年度以降の監査テーマは、時代背景が推測されるように、それぞれの年度で社会的に注目された事件についてのリスク回避から監査テーマが採り上げられ、内部監査として積極的に会社の目的達成に貢献しようとする意欲がうかがわれる。

5. 近年の内部監査では、品質評価が広く実施される傾向にあるが、エーザイ株式会社も内部評価と外部評価とを実施するようにしている。継続的な監査の品質向上を目指し、会計・法務・内部統制・内部監査等の社外専門家から構成される外部評価委員会による評価を定期的（年6回）に受けるようにしている。

審査の結果

エーザイ株式会社は内部監査の向上に非常に熱心に努力しており高く評価される。プロ

ックチェーン・IoT・データ分析などの計量的手法をベースにした管理システムに関する監査証拠の評価への影響をいかに考量すべきかは、内部監査の今後の展開にとって重要である。研究意欲の高い会社であるだけに、内部監査のこの面の今後の展開を期待したい。

また、研究開発管理は新製品の研究開発の成否に関し企業の運命を左右するほどの重要な影響を有するだけに、その評価には慎重な手続が求められる。

企業活動の積極的な展開とこれに即応するように監査テーマを設定し、企業の目的の達成を果たすように貢献してきていることは高く評価されよう。

エーザイ株式会社は、今後においても先進的な内部監査部門の運営が期待されるとの見地から、当審査会は「授賞運営規程」に基づき「一般社団法人日本内部監査協会会長賞」を授賞するに値すると認めた。

◎青木賞（内部監査優秀文献・論文賞）

青木賞審査基準では、著書及び論文の授賞対象が次のように限定されている。

著書…「監査に関する研究を主要な対象とするが、監査に直接触れていない場合でも、内部監査に大きく影響を与えると考えられるもの」

論文…「学内機関誌・公刊雑誌・協会機関誌等に発表され」かつ「内部監査を直接または間接に対象としたもの」

今回の審査では、著書・論文の公刊ないし発表の期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までとされていた。

日本内部監査協会事務局において、この期間に関連する青木賞審査基準に適合していると考えられる著書及び論文をあらかじめ整理し、これが審査委員会に提出された。自薦と他薦とを含め、著書は3冊、論文は7篇で

あった。

審査委員会では、これらの著書及び論文について、青木賞の授賞に適切かどうかを「青木賞審査基準」に照らして慎重に審議した。この審議の結果、授賞されるべきと主張された著書や論文が選定されたもの以外にもあったが、審査基準を参照し、著書は授賞対象とされるかに消極的意見が多く、最終的に、授賞すべき著書は無いとされた。論文については、次の論文が授賞されるべきものとして委員全員の賛成が得られた。

〔論文の部〕

河村賢治稿「ソフトローによるコーポレート・ガバナンス」『法律時報』（日本評論社刊）第91巻3号、通巻1135号（2019年3月）

授賞理由

本論文では、内部監査が、「組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務、及び特定の経営諸活動の支援を行う診断業務」（内部監査基準）とされるからには、公開性の株式会社の内部監査は、会社法・金融商品取引法等が現在抱えている課題・当該企業の個別具体的な課題・公的規制の動向等に対する深い洞察力を持ち、そのうえで長年にわたって蓄積されてきた内部監査に独自のノウハウ等を日々改善し、企業経営のあり方に対して独立の立場で効果的な牽制機能を果たすべき存在である。しかし問題は、法の状況が頼りがいのあるものと胸を張って言える程のものとなっているかであり、これは法律家の側の問題である。

本論文では、冒頭で、日本のコーポレート・ガバナンスに関して近時注目されるソフトローの概念やあり方について、論ずべき根本的な問題が多々存在することを確認したうえで、ソフトローの代表としてコーポレート・

ガバナンス（CG）・コードとステューワードシップ（SS）・コードとをとりあげ、各原則の実施状況をCG報告書の分析を通じて明らかにしようとする。ソフトローはcomply or explain（本論文ではCOEという）ルールといわれるが、会社によってCOEのレベル感は相当に異なり、complyが多ければCGも良いということにならないとする。そのうえで、日本取引所自主規制法人が2018年に公表した「上場会社における不祥事予防のプリンシパル」について、日本内部監査協会法令等改正対応委員会が、最も重要な行動原理を示す実効性の確保に結びつくものとはいえないとしていることを受けて、これはそもそもソフトローともいえないのではないかとの評価を示唆している。

もっともそれにしては、不祥事が発生する度に「第三者委員会報告書」などが、内部監査部門の機能不全を指摘するが、法とルールの現状はそうした批判を内部監査部門に対して発せられるほどのものになっているといえるのか、筆者はそうははっきり言うてはいないが、眼光紙背に徹するならば要はそうした主張を法律家が発していると読める。

イギリスはCOEによるソフトローの国といわれているようだが20年ごとの大規模な会社法改正を100年以上にわたって確実にやってきたハードロー大国であることを忘れてはならない。ハードローに熱心な国にこそソフトローの存在意義が光る。本論文を機に、現在のハードロー・ソフトローに関し、内部監査と法との真剣な対話が喚起されることを望みたい。

CGに関する理解は法令やコードを含め多様であり、内部監査としてどのように対応すべきかその基盤を確立するために、ソフトローとの関連において慎重に検討することが望まれる。

以上により、当委員会は「ソフトローによるコーポレート・ガバナンス」を青木賞審査

基準に照らし青木賞を授賞するに値すると認められた。

会長賞・青木賞審査委員会（敬称略・順不同）

委員長 **檜田 信男**

一般社団法人日本内部監査協会 顧問

中央大学 名誉教授

商学博士（早稲田大学）

日本監査研究学会 元会長

委員 **上村 達男**

一般社団法人日本内部監査協会 名誉会員

早稲田大学 名誉教授

弁護士

法学博士（早稲田大学）

委員 **中村 輝夫**

日本化薬株式会社 元社長

委員 **可児島 俊雄**

一般社団法人日本内部監査協会 名誉会員

名古屋大学 名誉教授

経済学博士（名古屋大学）

委員 **友杉 芳正**

一般社団法人日本内部監査協会 名誉会員

東海学園大学 教授・副学長

名古屋大学 名誉教授

三重大学 名誉教授

商学博士（慶應義塾大学）

日本監査研究学会 元会長

公認会計士・監査審査会 元会長

委員 **内藤 文雄**

一般社団法人日本内部監査協会 名誉会員

甲南大学経営学部 教授

神戸大学 名誉教授

経営学博士（神戸大学）